

## 優先評価化学物質相当と判定された物質一覧(平成30年11月16日)

CAS登録番号	旧二監No.	旧三監No.	官報公示整理番号	優先通し番号	名称	人健康影響			生態影響			専門家による詳細評価を踏まえ優先評価化学物質に指定	人健康影響の観点から優先評価化学物質に指定	生態影響の観点から優先評価化学物質に指定
						暴露クラス	有害性クラス	優先度	暴露クラス	有害性クラス	優先度			
1. 優先度「高」として優先評価化学物質相当と判定された物質														
19309-23-0					Ethyl ethyldimethyltetradecylammonium sulphate				3	1	高			
			3-4307		ナトリウム＝ドデカノイルオキシベンゼンスルホナート				3	1	高			
	1131	299			シクロヘキシリデン(フェニル)アセトニトリル				4	1	高			
					ポリオキシエチレンモノアルキル(又はアルケニル)(C16～18)エーテル(数平均分子量が1,000未満のものに限る。) <sup>1</sup>				3 <sup>2</sup>	1	高			
2. 優先度「中」又は「低」であるが、専門家による詳細評価により優先評価化学物質相当と判定された物質														
3811-73-2					2-メルカプトピリジン-N-オキサイドナトリウム塩	5	2	中	5	1	中	(人健康影響)		
		165			トリオクチルアミン				5	1	中	(生態影響)		
3. 人健康影響のみ又は生態影響のみが指定根拠の優先評価化学物質について、指定根拠外項目の評価により優先評価化学物質相当と判定された物質														
				70	オクタデシルアミン(N-B)トリフェニルボラン				4	1	高		4	
				229	N,N,N-トリメチルドデカン-1-アミニウムの塩				2 <sup>3</sup>	1	高		5	

(平成30年11月16日現在)

1:平成26年度第7回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会 平成26年度化学物質審議会第2回安全対策部会 第149回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会時に、AE類の取り扱い実態に基づいて決められた評価単位。

2: CASRN@0005-00-9、68439-49-6、68920-66-1から算出。

3: CASRN@112-00-5 (1-Dodecanaminium, N,N,N-trimethyl-, chloride)から算出。

4: 人健康影響の観点では平成23年1月21日に優先評価化学物質相当に判定済み(平成23年4月1日に優先評価化学物質に指定済み)。

5: 人健康影響の観点では平成29年11月24日に優先評価化学物質相当に判定済み(平成30年4月2日に物質の範囲が拡大されたN,N,N-トリメチルドデカン-1-アミニウム(優先評価化学物質通し番号229)として優先評価化学物質に指定済み)。

## 優先評価化学物質相当と判定された物質一覧(平成30年11月16日)

CAS登録番号	旧二監No.	旧三監No.	官報公示整理番号	優先通し番号	名称	人健康影響			生態影響			専門家による詳細評価を踏まえ優先評価化学物質に指定	人健康影響の観点から優先評価化学物質に指定	生態影響の観点から優先評価化学物質に指定	
						暴露クラス	有害性クラス	優先度	暴露クラス	有害性クラス	優先度				
1. 優先度「高」として優先評価化学物質相当と判定された物質															
19309-23-0					Ethyl ethyldimethyltetradecylammonium sulphate				3	1	高				
<del>88380-00-4</del>			3-4307		ナトリウム = ドデカノイルオキシベンゼンスルホナート				3	1	高				
<del>40464-98-0</del>	1131	299			シクロヘキシリデン(フェニル)アセトニトリル				4	1	高				
<del>9005-00-9</del> <del>68439-49-6</del> <del>68920-66-4</del>					ポリオキシエチレンモノアルキル(又はアルケニル)(C16~18)エーテル(数平均分子量が1,000未満のものに限る。) <sup>1</sup>				3 <sup>2</sup>	1	高				
2. 優先度「中」又は「低」であるが、専門家による詳細評価により優先評価化学物質相当と判定された物質															
3811-73-2					2 -メルカプトピリジン - N - オキサイドナトリウム塩	5	2	中	5	1	中	(人健康影響)			
		165			トリオクチルアミン				5	1	中	(生態影響)			
3. 人健康影響のみ又は生態影響のみが指定根拠の優先評価化学物質について、指定根拠外項目の評価により優先評価化学物質相当と判定された物質															
	348	3-4280		70	オクタデシルアミン(N-B)トリフェニルボラン				4	1	高		4		
				229	N,N,N-トリメチルドデカン-1-アミニウムの塩				2 <sup>3</sup>	1	高		5		

(平成30年11月16日現在)

1:平成26年度第7回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会 平成26年度化学物質審議会第2回安全対策部会 第149回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会時に、AE類の取り扱い実態に基づいて決められた評価単位。

2: CASRN@9005-00-9、68439-49-6、68920-66-1から算出。

3: CASRN@112-00-5 (1-Dodecanaminium, N,N,N-trimethyl-, chloride) から算出。

4: 人健康影響の観点では平成23年1月21日に優先評価化学物質相当に判定済み(平成23年4月1日に優先評価化学物質に指定済み)。

5: 人健康影響の観点では平成29年11月24日に優先評価化学物質相当に判定済み(平成30年4月2日に物質の範囲が拡大されたN,N,N-トリメチルドデカン-1-アミニウム(優先評価化学物質通し番号229)として優先評価化学物質に指定済み)。